

議第28号

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正
する条例

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改
正する。

第2条第1項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加え
る。

- (2) 本市が設立した法第2条第1項第2号に規定する法人のうち、人事委
員会規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人京都市立病院機構の設立に伴い、職員を派遣することが
できる団体の範囲を拡大する必要があるので提案する。